

定例監査の結果（令和４年７月２９日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和２年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
１	県立総合技術研究所 保健環境センター	令和４年６月３日	令和４年５月２０日	実地	３
２	県立三次看護専門学校	令和４年６月７日	令和４年５月２４日	実地	４
３	県立三次高等技術専門校	令和４年６月１３日	令和４年５月３０日	実地	６
４	県立農業技術大学校	令和４年５月２６日	令和４年５月１２日	実地	８
５	県立図書館	令和４年７月２９日	令和４年５月１０日	書面	９
６	県立生涯学習センター	令和４年７月２９日	令和４年５月１０日	書面	１０
７	県立千代田高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月１日	書面	１１
８	県立五日市高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月７日	書面	１２
９	県立福山明王台高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月１３日	書面	１４

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	県立府中東高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月９日	書面	15
11	県立祇園北高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月７日	書面	17
12	県立安芸南高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月１７日	書面	18
13	県立宮島工業高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月９日	書面	19
14	県立呉商業高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月１３日	書面	22
15	県立福山商業高等学校	令和４年６月３日	令和４年６月３日	実地	23
16	県立総合技術高等学校	令和４年７月２９日	令和４年６月３日	書面	25
17	県立三原特別支援学校	令和４年７月２９日	令和４年６月１日	書面	27
18	安佐北警察署	令和４年５月１７日	令和４年５月１７日	実地	28
19	大竹警察署	令和４年７月２９日	令和４年４月２６日	書面	29
20	広警察署	令和４年５月２４日	令和４年５月２４日	実地	30
21	竹原警察署	令和４年５月１２日	令和４年５月１２日	実地	31
22	福山西警察署	令和４年５月２０日	令和４年５月２０日	実地	32

第２ 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所保健環境センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全，保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
- ・ 組織体制 3 部（総務企画部，保健研究部，環境研究部）
- ・ 職員数 40 人（令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 看護師の養成
- ・所在地 三次市東酒屋町 10518-1
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 33 人
 非常勤講師数・再任用等短時間勤務職員数 104 人
- ・学生の状況

課 程		全 日 制						
学科・学年等		第一看護学科				第二看護学科		
		1	2	3	計	1	2	計
総定員（人）		60	60	60	180	20	20	40
学生数（人）		59	59	55	173	13	20	33
充足率（％）		98.3	98.3	91.7	96.1	65.0	100.0	82.5
卒業生の 進路状況	就 職	55 人（ 93.2％）				15 人（ 93.8％）		
	進 学	1 人（ 1.7％）				0 人（ 0.0％）		
	その他	3 人（ 5.1％）				1 人（ 6.3％）		
	計	59 人(100.0％)				16 人(100.0％)		

（注）・「学科・学年」の学生数等は，令和4年5月1日現在である。

- ・「卒業生の進路状況」は，令和3年度卒業者（令和4年3月末現在）である。
- ・「就職」の状況は，看護師として医療関係機関に就職した者である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立三次看護専門学校火災報知設備更新工事（令和3年度）
根 拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき，フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については，簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが，次の使用機器について，簡易点検を実施しておらず，記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	ウォータークーラー（冷水機） 3 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）

3 県立三次高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 三次市十日市南六丁目 14 番 1 号
- ・組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・職員数 14 人（令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・職業訓練実施状況（令和 3 年度）

ア 施設内訓練

科 名	訓練 課程	訓練 期間	定員	応募 者数	入校 者数	修了 者数	就職 者数
自動車整備科(1年)	普通	2 年	20	13	12	(10)	—
自動車整備科(2年)			20	21	18	12	11
溶接加工科	普通	1 年	10	6	5	5	5
	短期			0	0	0	0
建築科	普通	1 年	10	3	2	2	2
	短期			0	0	0	0
介護サービス科(前期)	短期	6 か月	20	13	13	9	5
介護サービス科(後期)	短期	6 か月	20	8	8	7	3
合 計			100	64	58	35	26

注：自動車整備科 1 年の修了者数は、進級者数。

イ 在職者訓練

訓練科（専攻科目）	訓練期間	定員	受講者数	修了者数
溶接加工科 (JIS 溶接検定受験対策講習 I)	2 日	10	9	9

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	三菱 スポットエアコンSPY6013L 1台 薬用冷蔵ショーケース パナソニックMPR-162DCN-PJ 1台 スポットエアコン 日立SR20YT2 1台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）

4 県立農業技術大学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農業後継者たる青少年，農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対する，農業に関する実践的な教育及び研修の実施
- ・ 所在地 庄原市是松町 55－1
- ・ 組織体制 2 課（総務課，教務課）
- ・ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 18 人
 - 会計年度任用職員数 16 人
- ・ 学生の状況（令和 4 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区 分		定 員	在籍者		
教育課程	専攻コース		1 年	2 年	合 計
園芸課程	野菜・花きコース	80	10	21	31
	落葉果樹コース		4	2	6
畜産課程	肉用牛コース		4	2	6
合 計		80	18	25	43

（注）定員は 1 学年につき 40 人。専攻コース別の定員は設けていない。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

ア 学習経費等（預り金）の適正管理について

入学時及び進級時に入校生から学習経費として徴収している預り金について，「学校諸費会計等取扱マニュアル」等により事務処理方法を定めているものの，マニュアルの規定が大学校の実態と合っておらず，また，マニュアルの内容と実際の事務処理方法が異なっているなどマニュアルについての認識が不十分なまま運用されていた。

このため，預り金による支出範囲や負担区分を明確にするとともに，マニュアルを大学校の実態にあわせ，けん制機能が働く適切な内容に見直し，事務処理に関わる者がマニュアルについて十分に認識した上で，適切な運用に努める必要がある。

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約については，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして，一者随意契約を行っているが，特殊要件及び非代替性についての記載が十分ではなく，適用が妥当であるかの判断ができない。随意契約を行う場合は，その適用について慎重に判断し，その根拠とした理由についても，県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとする必要がある。

契約名	農業技術大学校講義委託(令和 4 年度)
-----	----------------------

5 県立図書館

(1) 機関の概要

- ・主な業務 図書館資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供する業務
他の図書館、図書室等との相互協力に関する業務
図書館資料に係る調査相談に関する業務
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・職員数 20人(令和4年4月1日現在の常勤職員数)
- ・利用状況等(令和3年度)

入館者数	蔵書数
98,982人	831,029冊

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約について、県の競争入札参加資格者名簿上、契約権限のない営業所長と契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

業 務 名	「うちで読もうよ～Stay Home! Read Books!～プロジェクト」配送業務 (令和2年度)
根 拠	物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第8条第2項 委託・役務業務契約事務の手引(令和2年4月)総論4(4)入札参加資格、 受注者等の要件

6 県立生涯学習センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 生涯学習に関する調査及び研究
 生涯学習に関する情報の収集及び提供
 生涯学習関係者の養成及び生涯学習関係者の研修
 モデル事業の開発・実施
 生涯学習活動の支援
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・ 職員数 8人（令和4年4月1日現在の常勤職員数で兼務職員を除く。）
- ・ 主な事業実績（令和3年度）
 - ア 研修関係
 生涯学習振興・社会教育関係職員等研修の実施
 市町の実施する地域課題に対応した研修の支援
 - イ 家庭教育支援関係
 ファシリテーター・ステップアップ研修の実施
 学習プログラム検討委員会での新たな教材の開発及び改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 県立千代田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 山県郡北広島町有間 600－1
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 23 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		53	62	43	158
充足率（％）		66.3	77.5	53.8	65.8
退学者（人）		4（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	19 人（37.3％）			
	専修・各種	19 人（37.3％）			
	就 職	11 人（21.6％）			
	そ の 他	2 人（3.9％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立五日市高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市佐伯区観音台3丁目15番1号
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 51人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		240	235	238	713
充足率（％）		100.0	97.9	99.2	99.0
退学者（人）		0（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	213人（79.2％）			
	専修・各種	43人（16.0％）			
	就 職	7人（2.6％）			
	その他	6人（2.2％）			

（注）「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷水機 7台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）

イ フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について

次のフロン類を使用した第一種特定製品について、廃棄を行う際、第一種フロン類充填回収業者以外への引渡しのため、引渡しにおいて委託確認書を交付する必要があるが、行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷水機 2 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 43 条第 2 項

9 県立福山明王台高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市明王台二丁目4-1
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 58人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		280	240	280	800
生徒数（人）		280	240	269	789
充足率（％）		100.0	100.0	96.1	98.6
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	210人（76.4％）			
	専修・各種	55人（20.0％）			
	就 職	7人（2.5％）			
	その他	3人（1.1％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立府中東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 府中市土生町 399 番地 1
- ・教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 49 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		都市システム科				インテリア科				普通科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数（人）		32	21	30	83	25	22	27	74	60	67	56	183
充足率（％）		88.0	52.5	75.0	69.2	62.5	55.0	67.5	61.7	75.0	83.8	70.0	76.3
退学者（人）		0（0）				1（0）				1（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	5 人（15.6％）				3 人（10.7％）				17 人（23.0％）			
	専修・各種	3 人（9.4％）				7 人（25.0％）				28 人（37.8％）			
	就 職	24 人（75.0％）				18 人（64.3％）				25 人（33.8％）			
	その他	0 人（0.0％）				0 人（0.0％）				4 人（5.4％）			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480
生徒数（人）		117	110	113	340
充足率（％）		73.1	68.8	70.6	70.8
退学者（人）		2（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	25 人（18.7％）			
	専修・各種	38 人（28.4％）			
	就 職	67 人（50.0％）			
	その他	4 人（3.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，令和 4 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，令和 3 年度（令和 4 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 県立祇園北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐南区祇園八丁目 25 番 1 号
- ・教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 61 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		320	280	280	880
生徒数 (人)		321	275	275	871
充足率 (%)		100.3	98.2	98.2	99.0
退学者 (人)		2 (1)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	278 人 (89.4%)			
	専修・各種	18 人 (5.8%)			
	就 職	2 人 (0.6%)			
	その他	13 人 (4.2%)			

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 4 年 5 月 1 日現在である。
- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和 3 年度（令和 4 年 3 月末現在）である。
 - ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

12 県立安芸南高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安芸区矢野西二丁目15番1号
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 42人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8人

・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	200	200	600
生徒数（人）		201	192	192	585
充足率（％）		100.5	96.0	96.0	97.5
退学者（人）		4（2）人			
休学者（人）		5人			
進学就職	大学・短大	148人（77.1％）			
	専修・各種	33人（17.2％）			
	就 職	7人（3.6％）			
	その他	4人（2.1％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立宮島工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市物見西二丁目6番1号
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 77人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16人
 - 定時制 本務者数 15人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4人

・生徒の状況

課 程		全日制							
学科・学年等		機械科				素材システム科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	40	40	40	120
生徒数（人）		63	75	75	213	24	22	39	85
充足率（％）		78.8	93.8	93.8	88.8	60.0	55.0	97.5	70.8
退学者（人）		2（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0			
進学就職	大学・短大	11人（14.5％）				8人（22.2％）			
	専修・各種	7人（9.2％）				5人（13.9％）			
	就 職	57人（75.0％）				21人（58.3％）			
	その他	1人（1.3％）				2人（5.6％）			

課 程		全日制							
学科・学年等		電気科				情報技術科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		—	40	40	80	—	40	40	80
生徒数（人）		—	35	38	73	—	40	37	77
充足率（％）		—	87.5	95.0	91.3	—	100.0	92.5	96.3
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0			
進学就職	大学・短大	4人（10.5％）				14人（35.0％）			
	専修・各種	3人（7.9％）				19人（47.5％）			
	就 職	31人（81.6％）				7人（17.5％）			
	その他	0人（0.0％）				0人（0.0％）			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		建築科				インテリア科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		—	40	40	80	—	40	40	80
生徒数（人）		—	30	35	65	—	22	37	59
充足率（％）		—	75.0	87.5	81.3	—	55.0	92.5	73.8
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	9人（23.7％）				4人（11.8％）			
	専修・各種	11人（28.9％）				17人（50.0％）			
	就 職	18人（47.4％）				12人（35.3％）			
	その他	0人（0.0％）				1人（2.9％）			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		電気・情報技術科				建築・インテリア科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	—	—	80	80	—	—	80
生徒数（人）		80	—	—	80	63	—	—	63
充足率（％）		100.0	—	—	100.0	78.8	—	—	78.8
退学者（人）		3（0）				1（0）			
休学者（人）		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	一人（—％）				一人（—％）			
	専修・各種	一人（—％）				一人（—％）			
	就 職	一人（—％）				一人（—％）			
	その他	一人（—％）				一人（—％）			

課 程		全 日 制				定 時 制				
学科・学年等		合 計				機 械 科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		280	280	280	840	40	40	40	40	160
生徒数（人）		230	224	261	715	5	3	8	5	21
充足率（％）		82.1	80.0	93.2	85.1	12.5	7.5	20.0	12.5	13.1
退学者（人）		6（0）				3（0）				
休学者（人）		0				0				
進 学 就 職	大学・短大	50人（19.1％）				0人（0.0％）				
	専修・各種	62人（23.7％）				3人（50.0％）				
	就 職	146人（55.7％）				3人（50.0％）				
	その他	4人（1.5％）				0人（0.0％）				

(注)・全日制課程の電気科及び情報技術科は，１年次は電気・情報技術科として，建築科及びインテリア科は，１年次は建築・インテリア科として共通の授業を受ける。

・「学科・学年」の生徒数等は，令和４年５月１日現在である。

・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，令和３年度（令和４年３月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

14 県立呉商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市広古新開四丁目1番1号
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 43人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 15人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		情報ビジネス科				商業科				会計科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		160	—	—	160	—	40	40	80	—	40	40	80
生徒数（人）		129	—	—	129	—	39	40	79	—	39	38	77
充足率（％）		80.6	—	—	80.6	—	97.5	100.0	98.8	—	97.5	95.0	96.3
退学者（人）		0（0）				1（0）				1（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	—（—）				12人（31.6％）				15人（37.5％）			
	専修・各種	—（—）				14人（36.8％）				11人（27.5％）			
	就 職	—（—）				12人（31.6％）				13人（32.5％）			
	その他	—（—）				0人（0.0％）				1人（2.5％）			

課 程		全 日 制							
		情報処理科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		—	80	80	160	160	160	160	480
生徒数（人）		—	74	75	149	129	152	153	434
充足率（％）		—	92.5	93.8	93.1	80.6	95.0	95.6	90.4
退学者（人）		0（0）				2（0）			
休学者（人）		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	31人（40.3％）				58人（37.4％）			
	専修・各種	27人（35.1％）				52人（33.5％）			
	就 職	18人（23.4％）				43人（27.7％）			
	その他	1人（1.3％）				2人（1.3％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立福山商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市水呑町 3535 番地
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 45 人
 会計年度任用職員数・再任用短時間勤務職員数 10 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		情報ビジネス科※				情報ビジネス科				流通経済科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		160	—	—	160	—	80	80	160	—	80	80	160
生徒数（人）		159	—	—	159	—	80	71	151	—	74	60	134
充足率（％）		99.4	—	—	99.4	—	100	88.8	94.4	—	92.5	75.0	83.8
進 学 就 職	大学・短大	—				13 人（17.3%）				3 人（3.8%）			
	専修・各種	—				32 人（42.7%）				24 人（30.4%）			
	就 職	—				30 人（40.0%）				47 人（59.5%）			
	その他	—				0 人（0%）				5 人（6.3%）			
退学者（人）		—				1（0）				0（0）			
休学者（人）		—				0				0			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480
生徒数（人）		159	154	131	444
充足率（％）		99.4	96.3	81.9	92.5
進 学 就 職	大学・短大	16 人（10.4%）			
	専修・各種	56 人（36.4%）			
	就 職	77 人（50.0%）			
	その他	5 人（3.2%）			
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		0			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

※ 情報ビジネス科と流通経済科を統合し，情報ビジネス科新設（令和４年度）

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第２項第１号及び第２号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

16 県立総合技術高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市本郷南五丁目 25 番 1 号
- ・教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 75 人（うち再任用職員 8 人）
 再任用短時間勤務職員・会計年度任用職員 27 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		電子機械科				情報技術科				環境設備科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		34	39	30	103	33	39	30	102	30	29	30	89
充足率（％）		85.0	97.5	75.0	85.8	82.5	97.5	75.0	85.0	75.0	72.5	75.0	74.2
退学者（人）		1（0）				0（0）				3（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	10 人（26.3%）				17 人（43.6%）				2 人（5.4%）			
	専修・各種	3 人（7.9%）				8 人（20.5%）				13 人（35.1%）			
	就 職	25 人（65.8%）				14 人（35.9%）				22 人（59.5%）			
	その他	0 人（0.0%）				0 人（0.0%）				0 人（0.0%）			

課 程		全 日 制											
学科・学年等		現代ビジネス科				人間福祉科				食デザイン科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		40	33	36	109	40	31	37	108	40	35	34	109
充足率（％）		100.0	82.5	90.0	90.8	100.0	77.5	92.5	90.0	100.0	87.5	85.0	90.8
退学者（人）		0（0）				1（0）				2（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	15 人（37.5%）				23 人（60.5%）				13 人（36.1%）			
	専修・各種	4 人（10.0%）				14 人（36.8%）				10 人（27.8%）			
	就 職	21 人（52.5%）				1 人（2.6%）				12 人（33.3%）			
	その他	0 人（0.0%）				0 人（0.0%）				1 人（2.8%）			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		217	206	197	620
充足率（％）		90.4	85.8	82.1	86.1
退学者（人）		7（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	80 人（35.1％）			
	専修・各種	52 人（22.8％）			
	就 職	95 人（41.7％）			
	その他	1 人（0.4％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約について、入札参加資格を有しない者と契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県立総合技術高等学校ホームページ制作業務（令和3年度）
根 拠	物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領 第8条第2項，附則1

17 県立三原特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本校：三原市小泉町 10199-2
大崎分教室：豊田郡大崎上島町中野 2078
- ・教職員数（令和4年5月1日現在）
本務者数 93 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 19 人
- ・生徒の状況

本 校	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	生徒数（人）	12	9	9	6	4	5	45	14	8	10	32	23	22	15	60
大 崎 分 教 室	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
大 崎 分 教 室	生徒数（人）	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	2	1	0	1	2
合 計	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
合 計	生徒数（人）	12	10	9	7	4	5	47	16	8	10	34	24	22	16	62
卒業生（人）		—							15				18			
進 学 就 職	進 学	—							15 人（100.0%）				0 人（ 0.0%）			
	就 職	—							0 人（ 0.0%）				11 人（ 61.1%）			
	その他	—							0 人（ 0.0%）				7 人（ 38.9%）			

（注）・「部・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可の更新について、決裁権者の決裁を受けないまま、許可証を交付していた。適正な事務処理に努められたい。

財 産	工作物（広島県立三原特別支援学校 門）
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第25条 県立学校長に対する事務委任規程第1条第1項第21号 広島県教育委員会公印規程第10条第1項、第2項

18 安佐北警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市安佐北区可部四丁目 14 番 13 号
- ・所管区域 広島市安佐北区
- ・管内面積 353.33km²
- ・管内人口 140,538 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 149 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 17 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消火器の種類を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	安佐北警察署庁舎ほか消防用設備等保守点検業務（令和 2 年度～ 4 年度）
-----	---------------------------------------

19 大竹警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 大竹市本町一丁目8番10号
- ・所管区域 大竹市
- ・管内面積 78.66km²
- ・管内人口 26,234人（令和4年3月31日現在）
- ・組織体制 6課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、交通課、警備課）
- ・職員数（令和4年4月1日現在）
 - 常勤職員数 55人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 10人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

工事請負契約における事務処理について

警察署が実施する随意契約については、見積徴取の業者選定において、選定基準が明確ではなく、選定する業者も固定化されている傾向にある。

予定価格が250万円未満の工事において随意契約による契約方法を選択する場合においても、契約の公正性や競争性が確保された取組に努めていただきたい。

契約名	10-3 大竹市西栄3丁目ほか路側式道路標識設置工事（令和3年度） 10-4 大竹市東栄3丁目ほか路側式道路標識設置工事（令和3年度） 10-5 大竹市南栄3丁目ほか路側式道路標識設置工事（令和3年度）
-----	---

20 広警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 呉市広大新開一丁目5番6号
- ・所管区域 呉市東部の阿賀、広、仁方地区、郷原町、川尻町、安浦町、蒲刈町、下蒲刈町、豊浜町、豊町
- ・管内面積 211.97km²
- ・管内人口 92,323人（令和4年3月31日現在）
- ・組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- ・職員数 123人（令和4年4月1日現在）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 竹原警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 竹原市中央一丁目1番13号
- ・所管区域 竹原市、大崎上島町
- ・管内面積 160.02km²
- ・管内人口 31,064人（令和4年2月28日現在）
- ・組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- ・職員数 73人（令和4年4月1日現在）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

遺失物の取扱いに係る事務処理について

拾得物として届出がされた遺失物について、一覧簿が作成されておらず、閲覧できる状態となっていなかった。適切な事務処理に努められたい。

根 拠	遺失物法第7条 遺失物法施行規則第4条第1項 遺失物等の取扱いに関する訓令第8条第1項 遺失物事務取扱要領10
-----	--

22 福山西警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市神村町 3106 番地 1
- ・所管区域 福山市西部及び尾道市浦崎町
- ・管内面積 184.11 km²
- ・管内人口 108,789 人（令和 3 年 9 月 30 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 120 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 16 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

不用品の売払いについて

次の不用品の売払いについて、歳入科目を不用品売払収入とすべきところ、誤って雑収として収入していた。適正な事務処理に努められたい。

不用品	自動二輪車 1 台，スクーター 4 台，鉄くずほか
根拠	地方自治法施行規則第 15 条

定例監査の結果（令和４年１１月３０日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和 2 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和 4 年 7 月 22 日	令和 4 年 7 月 6 日	実地	4
2	危機管理監	令和 4 年 7 月 22 日	令和 4 年 7 月 6 日	実地	5
3	総務局	令和 4 年 8 月 10 日	令和 4 年 7 月 22 日	実地	6
4	地域政策局	令和 4 年 8 月 9 日	令和 4 年 7 月 14 日	実地	8
5	選挙管理委員会事務局	令和 4 年 8 月 9 日	令和 4 年 7 月 14 日	実地	9
6	環境県民局	令和 4 年 8 月 8 日	令和 4 年 7 月 20 日	実地	10
7	健康福祉局	令和 4 年 8 月 23 日	令和 4 年 7 月 25 日 令和 4 年 7 月 26 日	実地	12
8	農林水産局	令和 4 年 8 月 30 日	令和 4 年 8 月 10 日	実地	14
9	広島海区漁業調整委員会事務局	令和 4 年 8 月 30 日	令和 4 年 8 月 10 日	実地	15

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	内水面漁場管理委員会事務局	令和4年8月30日	令和4年8月10日	実地	16
11	土木建築局	令和4年8月29日	令和4年8月8日	実地	17
12	収用委員会	令和4年8月29日	令和4年8月8日	実地	19
13	企業局	令和4年7月20日	令和4年7月1日	実地	20
14	病院事業局	令和4年7月20日	令和4年7月1日	実地	21
15	議会事務局	令和4年7月28日	令和4年7月7日	実地	22
16	教育委員会事務局	令和4年8月25日	令和4年8月1日	実地	24
17	警察本部	令和4年8月22日	令和4年7月28日	実地	26
18	監査委員事務局	令和4年11月30日	令和4年8月18日	書面	27
19	人事委員会事務局	令和4年11月30日	令和4年8月18日	書面	28
20	労働委員会事務局	令和4年11月30日	令和4年8月18日	書面	29
21	県立文書館	令和4年8月10日	令和4年7月22日	実地	30
22	県立総合技術研究所	令和4年8月10日	令和4年7月22日	実地	31
23	県立総合技術研究所水産海洋技術センター	令和4年6月1日	令和4年5月18日	実地	32
24	広島港湾振興事務所	令和4年6月9日	令和4年5月26日	実地	33
25	県立埋蔵文化財センター	令和4年8月25日	令和4年8月1日	実地	34
26	県立尾道東高等学校	令和4年11月30日	令和4年6月17日	書面	35
27	県立音戸高等学校	令和4年9月8日	令和4年9月8日	実地	36
28	県立広島特別支援学校	令和4年9月7日	令和4年9月7日	実地	37
29	警察学校	令和4年8月22日	令和4年7月28日	実地	39

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された緒方委員及び桑木委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
- 現金・物品の出納及び保管に関する事務
 - 会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
 - 支出命令等の審査，会計検査に関する事務
 - 決算の調製に関する事務
 - 契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
 - 総務事務の集中処理に関する事務

イ 組織体制

3 課

課 名	会計総務課，審査指導課，総務事務課
-----	-------------------

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 53 人

エ 主な施策（令和3年度）

- 会計事務の品質向上
- 契約制度の活用促進
- 事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3 課

課 名	危機管理課, みんなで減災推進課, 消防保安課
-----	-------------------------

ウ 職員数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 51 人

エ 主な施策 (令和 3 年度)

県民の避難行動の促進 (自助)

避難の呼びかけ体制構築の加速 (共助)

初動・応急対応の強化 (公助)

保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、受注者に契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。(危機管理課)

契 約 名	県庁統制局衛星地球局設備分解整備工事 (令和 3 年度)
根 拠	建設工事執行規則 第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第 3

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務
職員の人事管理に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
行政手続、情報通信、統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 10 課 3 チーム 2 担当

課 名	総務課，審理担当，秘書課，人事課，デジタル県庁推進担当，デジタル基盤整備課，デジタルトランスフォーメーション推進チーム，福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム，ブランド・コミュニケーション戦略チーム，統計課，研究開発課
-----	---

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 291 人

- エ 主な施策（令和3年度）

県行政の基本的事項の企画及び総合調整，施策の推進
デジタルトランスフォーメーションの推進
地方創生の推進及び重要施策の総合調整
ブランド戦略の推進
内部統制制度の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 郵便切手類の管理について

郵便切手類について、次のとおり有効期限等を超えて保管していたため、金券としての価値を損なっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 無料化された広島熊野道路の回数通行券について、払戻期間内に未使用分の払戻し手続を行っていなかった。(秘書課)

根 拠	広島県物品管理規則第5条
-----	--------------

- (イ) 国際返信切手券について、郵便切手等との引換有効期間内に未使用分の引換手続を行っていなかった。(人事課)

根 拠	広島県物品管理規則第5条
-----	--------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約書における特約事項の一部を削除し、工事の施工管理に必要な「請負代金内訳書」、「現場代理人及び主任技術者等の通知」、「履行報告」、「施工体制台帳」及び「施工体系図」の作成等を受注者に求めておらず、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

契約名	いよぎん広島ビル貸室原状回復工事（令和３年度） 広島三栄ビル原状回復工事（令和３年度）
根 拠	建設工事執行規則第 12 条第 1 項，第 14 条第 1 項，第 20 条第 1 項，第 21 条 建設業法第 24 条の 8 第 1 項，第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項，第 2 項

【検討要請事項】

ア 公金に属さない現金の保管・管理について

匿名の者から県庁宛てに郵送され公金として収納することができない現金（以下「公金外現金」という。）を，総務課の金庫において複数点保管しているが，これらの取扱いに係る定めがないことから，保管が長期化しているものがあった。また，保管に際して，管理状況を把握するための受払の記録がなく，管理を行う者が明確ではなかった。このため，公金外現金に係る事務処理の方針を定めるなど，適切な保管・管理方法を検討していただきたい。(総務課)

イ 工事請負契約の適正な執行に向けた仕組みについて

財産管理課が執行した工事請負契約において，建設工事執行規則等に定められた事務手続の不備など不適正な事務処理が見受けられた。また，定例監査を通じて，他部局においても工事の発注機会が少ない機関だけでなく，毎年度一定程度の工事請負契約を執行している機関で，同様の事例が散見された。

このため，全庁的な内部統制の推進を図る観点から，公共工事を担当していない機関においても，工事請負契約に係る設計，発注，施工管理，検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう，建設工事の制度関係課と連携を図り，全庁的な仕組みづくりを検討していただきたい。(総務課)

4 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）

イ 組織体制 7課1担当1チーム

課 名	地域政策総務課，地域力創造課，交通対策担当，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
-----	--

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員の合計 120人

エ 主な施策（令和3年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査

交流・定住促進対策，県・市町連携

鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

5 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，わたらしい生き方応援課，県民活動課，学事課，高等教育担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 152 人

- エ 主な施策（令和3年度）

文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 物品に係る事務処理について

物品に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（自然環境課）

- (ア) 次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。

物 品	庁用自動車 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項

- (イ) 次の備品を無償で貸し付けているが、貸付けに必要な手続を行っていない。

物 品	模造銃 6 丁
-----	---------

根 拠	広島県物品管理規則第 17 条第 2 項
-----	----------------------

イ 補助金交付における事務処理について

次の補助金において、交付要綱に定められた別記様式第 2 号（計画調書）が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（学事課）

補助金名	広島県私立学校修学旅行キャンセル料補助金（令和 3 年度）
根 拠	広島県私立学校修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第 3 条

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約における事務処理において、（ア）及び（イ）のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

契約名	広島県立美術館講堂プレゼンテーション設備更新工事（令和 3 年度） 広島県縮景園観瀾橋架替工事（令和 3 年度）
-----	---

（ア）参考見積書の見積総額をそのまま設計金額として設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかった。

根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項
-----	------------------------------

（イ）請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知並びに履行報告を受注者に提出させていなかった。

根 拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条
-----	--

【検討要請事項】

工事請負契約の適正な執行に向けた仕組みについて

文化芸術課が執行した工事請負契約において、仕様書及び設計書の未作成や建設工事執行規則に定められた事務手続の不備など不適切な事務処理が見受けられた。

これらの状況は、工事に関する基本的な事務処理の認識不足に加え、専門的な知識が十分でないことが要因として考えられる。同課では、毎年度一定程度の工事請負契約を執行していることから、関係法令等の理解と遵守について周知・徹底を図るとともに、内部統制における建設工事の制度関係課と連携を図り、業務が適正かつ効率的に執行できる仕組みづくりを検討していただきたい。（環境県民総務課、文化芸術課）

7 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 17 課 3 担当

課名	健康福祉総務課，健康危機管理課，新型コロナウイルス感染症対策担当，子供未来応援課，安心保育推進課，こども家庭課，被爆者支援課，疾病対策課，食品生活衛生課，薬務課，ワクチン政策担当，医療介護政策課，医療機能強化担当，医療介護基盤課，健康づくり推進課，医療介護保険課，国民健康保険課，地域共生社会推進課，社会援護課，障害者支援課
----	--

- ウ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 367 人

- エ 主な施策（令和 3 年度）

新型コロナウイルス感染症対策の強化
少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

普通財産の貸付料の徴収について

次の普通財産の貸付料の徴収について，収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課・こども家庭課）

貸付 財産	使用目的	徴収すべ き期限	調定調書の作成日及び納期限	貸付料 (年額)	所管課
土地	医薬分業支援 センター敷地	令和４年 ４月３０日	(作成日) 令和４年５月２６日 (納期限) 令和４年６月１０日	323,264 円	健康福祉 総務課
土地	電気通信線路 設備敷地	令和３年 ４月３０日	(作成日) 令和３年６月３日 (納期限) 令和３年６月２５日	1,500 円	こども 家庭課
		令和４年 ４月３０日	(作成日) 令和４年７月２６日 (納期限) 令和４年８月５日		
根拠	不動産貸付要領 第５貸付料の納付時期 ３				

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、非代替性についての記載が十分ではなく、客観的かつ具体的な事実に基づく検証の記載がなかった。

随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載していただきたい。（新型コロナウイルス感染症対策担当）

契 約 名	産業廃棄物処分委託業務（令和3年度）
-------	--------------------

8 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 2 担当

課 名	経営企画担当，農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当
-----	--

ウ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 263 人

エ 主な施策（令和 3 年度）

生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

瀬戸内水産資源の増大と担い手の育成及びかき生産体制の構造改革

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受物品の管理について

次の借受物品について，物品出納職員に対し，受入の通知をしていなかったため，備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（水産課）

物 品	サーミスタ うみログ（水温測定用）15 台一式 I C T ブイ及び関連センター一式
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項

9 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし，併任職員数4人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった

10 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし，併任職員数4人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

11 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17 課 1 担当

課 名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，建設DX担当，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課
-----	--

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 376 人

- エ 主な施策（令和3年度）
豪雨災害からの復旧・復興
防災・減災対策の推進
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの充実・強化
観光振興に資する集客・交流機能の強化
空港の利便性強化
港の基盤整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化
公共土木施設を活用した多様な主体との連携

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

ア 単価契約の進捗管理について

次の委託契約については，宅地建物取引業免許更新等事前審査事務及び宅地建物取引業免許要件調査事務の2業務を単価契約により締結し，それぞれに委託料限度額を定めている。

このうち，宅地建物取引業免許要件調査事務について，当初予定されていた回数を超える実績があったが，契約書で定めた委託料限度額を超えるため，実績に応じた額ではなく委託料限度額を支出していた。

単価契約においては，進捗管理により業務回数を把握するとともに，実績に応じて委託料限度額を変更するなど，受注者が実施した業務回数に相当する額を適正に支払う必要がある。

(建築課)

業 務 名	宅地建物取引業免許更新事前審査等業務（令和３年度）
-------	---------------------------

イ 設計金額の見直しについて

次の委託契約について、人件費の積算を、平成 26 年度に設計した単価から更新しないまま令和 3 年度の設計単価に用いている。

契約に係る設計積算においては、過不足とならないよう適切な単価を用いて積算する必要がある。（建築課）

業 務 名	宅地建物取引業免許申請手数料外徴収業務（令和３年度） 宅地建物取引業免許申請手数料徴収業務（令和３年度）
-------	---

【検討要請事項】

工事請負契約の適正な執行に向けた取組について

他部局が執行した工事請負契約において、定例監査を通じて、工事の発注機会が少ない機関だけでなく、毎年度一定程度発注している機関についても、建設工事執行規則等に基づく事務手続の不備など不適正な事務処理が散見された。

このため、建設工事に係る内部統制の制度関係課として、公共工事を担当していない機関においても、建設工事執行規則を始めとする関係規定が遵守され、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう取り組んでいただきたい。（建設産業課、技術企画課）

（３）知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速 5 号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施するとともに、令和 2 年 12 月には、「公社ガバナンスの強化」、「将来を見据えた組織づくり」、「職員が幸せを感じる職場環境の整備」の 3 つの方向性からなる「公社改革の方向性」を公表し、具体的な取組を実行している。

公社を指導監督する局の取組状況について、公社が令和 3 年 4 月に設置した監査室へ県から局の法令等担当部署の課長級職員を監査室長として派遣し内部監査を実施していること、また、連絡調整会議を定期的に行い、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等について、広島市及び公社と議論し、必要な助言を行っていることなどを確認した。

引き続き、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県として外部統制を有効に機能させ、公社自らが自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、取組を進めていただきたい。（土木建築総務課、道路企画課）

12 収用委員会

(1) 機関の概要

ア 委員 委員 7 人，予備委員 2 人

イ 事務組織の概要

(ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務

(イ) 組織体制 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

13 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 3課2担当

課・担当名	企業総務課，水道課，企業団設立準備担当，上下水道システム企画担当，流域下水道課
-------	---

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 65人（併任職員を除く。）

- エ 主な施策（令和3年度）

県営水道施設の強靱化対策事業
二期トンネル（海田・呉トンネル）整備事業
広域連携推進事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 病院事務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 14 人
- エ 主な施策（令和3年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 58 人（令和 4 年 6 月 21 日現在）

イ 事務局の概要

（ア）主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

（イ）組織体制 4 課

課 名	秘書課，総務課，議事課，政策調査課
-----	-------------------

（ウ）職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 40 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 郵便切手類の管理について

無料化された広島熊野道路の回数通行券について，払戻期間内に未使用分の払戻し手続を行っていないかった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

根 拠	広島県物品管理規則第 5 条
-----	----------------

イ 物品に係る事務処理について

物品に係る事務処理について，次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

（ア）次の備品について，不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。

物 品	アームチェア 3 脚，ソファ 2 脚
根 拠	広島県物品管理規則第 27 条第 1 項，第 30 条

（イ）次の借受物品について，物品出納職員に対し，受入の通知をしていなかったため，備品出納簿による記録管理が行われていなかった。

物 品	体温計 3 個
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について，放送日ごとの別々の契約を締結しているが，放送日ごとの設計金額が同一であったことから各契約に対して同一の予定価格調書を使用しており，契約ごとに

予定価格を設定していなかった。適正な事務処理に努められたい。(議事課)

契約名	令和４年２月定例会広島県議会予算特別委員会のテレビ中継番組の制作及び放送に関する業務（令和４年３月８日放送）（令和４年３月９日放送）（令和４年３月１０日放送）
根 拠	広島県契約規則第 31 条，第 19 条

16 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育の振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2 部 14 課 2 室 1 センター

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
学びの 変 革推進部	学校経営戦略推進課，教育支援推進課，高校入学者選抜制度推進課，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，個別最適な学び担当課，高校教育指導課，豊かな心と身体育成課，特別支援教育課，生涯学習課

(ウ) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 353 人

会計年度任用職員数 92 人

ウ 主な施策（令和 3 年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による，これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

普通財産の貸付料の徴収について

次の普通財産の貸付について、令和４年度の貸付料を徴収していなかった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

貸付財産	使用目的	貸付料（年額）
土地	電柱等設置（電柱１本，支線１条）	3,000 円
土地	電柱設置（電柱１本，支柱１本）	3,000 円
土地	支線設置（支線１条）	1,500 円
土地	電柱等設置（電柱１本，支線１条）	3,000 円
土地	電柱設置（電柱１本）	1,500 円
土地	電柱及び支線設置	4,500 円
土地	電柱設置（電柱１本，支線柱１本，支線２条）	6,000 円
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 46 条，第 35 条	

17 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部34課1室6隊1所

部 名	課名等
総務部	総務課，広報課，会計課，施設課，装備課，情報管理課
警務部	警務課，人材育成課，警察安全相談課，厚生課，監察官室，留置管理課
生活安全部	生活安全総務課，人身安全対策課，少年対策課，生活環境課，サイバー犯罪対策課
地域部	地域課，通信指令課，自動車警ら隊，鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課，捜査第一課，捜査第二課，捜査第三課，組織犯罪対策第一課，組織犯罪対策第二課，組織犯罪対策第三課，鑑識課，機動捜査隊，科学捜査研究所
交通部	交通企画課，交通規制課，交通指導課，運転免許課，交通機動隊，高速道路交通警察隊
警備部	公安課，警備課，危機管理課，外事課，機動隊

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,766人

エ 主な施策（令和3年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通死亡事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
災害，テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
社会の変化に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

18 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 16人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課 名	合同総務課，公務員課
-----	------------

(ウ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 11 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

21 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 6人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和3年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和4年4月1日現在）
行政文書約6万4千冊，行政資料約11万2千冊，古文書約29万5千点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万2千冊，図書約2万5千冊
- 利用状況（令和3年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
1,418人	6,159冊	12,276枚

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はない。

22 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 3 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 11 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立総合技術研究所水産海洋技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 海洋生物資源の持続的利用を図るための管理・培養技術の開発
海・川を一体化した試験研究の推進
広島かき等，養殖業の発展のための技術開発
- イ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21-1
- ウ 組織体制 3 部（総務部，技術支援部，水産研究部）
- エ 職員数 35 人（令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，契約内容が仕様書で明確に定められていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	水産海洋技術センター当直警備業務（令和 3～5 年度）
-----	-----------------------------

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，入札公告後に当該入札に参加する資格を認定された者（以下「入札候補者」という。）のうち 1 社から質問を受け，改めて業務内容を精査した結果，特記仕様書の内容に修正を加えたが，入札候補者のみに修正内容を通知し，予定どおり入札を実施した。

業務委託を実施する際には，あらかじめ業務内容を精査し，関係法令に適合するよう仕様書を調整する必要がある。また，業務内容等の修正が入札参加の判断に影響する可能性のある場合は，再度公告入札を実施する必要がある。

契約名	水産海洋技術センター当直警備業務（令和 3～5 年度）
-----	-----------------------------

24 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 広島港整備計画の推進
港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施
港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理
- イ 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ウ 組織体制 3 課 1 班（総務課、港営課、工務課、事業調整特別班）
- エ 職員数 46 人（令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- オ 所管する港湾、漁港及び海岸
広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港及び
広島市似島海岸（地先海面を含む。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備の種類について変更を行っていたが、仕様書の変更等必要な手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	令和 2 年度～令和 4 年度広島県広島港湾振興事務所庁舎消防用設備等 保守点検業務
-------	---

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、設計図書に示された施工条件等の変更に伴う変更契約を行っているが、変更設計金額の算出にあたり、明確な理由がないまま、工事原価の増加分を一般管理費から削減することで、変更設計額と当初設計額を同一額としており、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部下部工工事（9 工区）（令和 3 年度）
根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律 第 7 条第 1 項第 7 号

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

25 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号

ウ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 7 人（専任職員なし，兼務職員 7 人）

エ 主な事業実績（令和 3 年度）

出土遺物の保存処理 173 点，出土遺物等の貸出

市町職員の発掘調査技術研修 1 課程

出土遺物，写真資料，図書資料の整理・保存

埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

26 県立尾道東高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な事業 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 尾道市東久保町 12 番 1 号
 ウ 教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 41 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	200	520
生徒数（人）		150	154	183	487
充足率（％）		93.8	96.3	91.5	93.7
退学者（人）		2（2）			
休学者（人）		0			
進学就職	大学・短大	163 人（85.3％）			
	専修・各種	18 人（9.4％）			
	就 職	4 人（2.1％）			
	その他	6 人（3.1％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，令和 4 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，令和 3 年度（令和 4 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

27 県立音戸高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 呉市音戸町北隠渡一丁目1番1号
- ウ 教職員数（令和4年5月1日現在）
 本務者数 17人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		26	18	17	61
充足率（％）		65.0	45.0	42.5	50.8
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	7人（29.2％）			
	専修・各種	7人（29.2％）			
	就 職	9人（37.5％）			
	その他	1人（4.2％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

28 県立広島特別支援学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 肢体不自由及び知的障害のある児童・生徒の教育の実施

イ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 47 番 1 号

ウ 教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

本務者数 160 人

非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人

エ 生徒の状況

肢 体 不 自 由	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数(人)	5	4	7	15	8	10	49	7	11	8	26	10	15	10	35
知 的 障 害	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数(人)	2	5	6	2	0	7	22	8	6	7	21	14	11	15	40
合 計	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数(人)	7	9	13	17	8	17	71	15	17	15	47	24	26	25	75
卒業者（人）		—							14				24			
進 学 就 職	進 学	—							14 人（100.0%）				0 人（0.0%）			
	就 職	—							0 人（0.0%）				3 人（12.5%）			
	その他	—							0 人（0.0%）				21 人（87.5%）			

（注）・「部・学年等」の生徒数等は、令和 4 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和 3 年度（令和 4 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	ウォータークーラー 1 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）

イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約における事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

（ア）現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。

契約名	広島県立広島特別支援学校食堂空調機増設工事（令和 3 年度） 広島県立広島特別支援学校カーポート設置他工事（令和 2 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 20 条第 1 項

（イ）請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。

契約名	広島県立広島特別支援学校カーポート設置他工事（令和 2 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項

29 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（令和4年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 165人
- オ 主な事業実績（令和4年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6 か月	4 か月	—	2	103
		その他	10 か月	4 か月	—	2	48
	初任補修科	大学卒	2 か月	—	3 か月	2	104
		その他	3 か月	—	4 か月	2	53
	一般職員初任科		24 日間			1	18
小 計			—			9	326
任用時教養	警部補任用科		12 日間			1	14
	巡査部長任用科		12 日間			1	18
	部門別任用科		12～26 日間			5	95
各種専科			5 ～18 日間			48	665
小 計			—			55	792
合 計			—			64	1,118

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和５年２月１日決定分）

資 料 提 供
令和５年２月２４日
監査委員事務局
担 当：岡本
内線：５１１４
直通電話：５１３-５１２５

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和３年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	商工労働局	令和４年７月２１日	令和４年７月４日	実地	3
2	西部総務事務所（本所，総務第二課，呉支所，東広島支所）	令和４年１１月８日	令和４年１０月５日， １１日，１８日，２４日	実地	5
3	東部総務事務所（本所，総務第二課）	令和４年１０月２８日	令和４年１０月４日， １４日	実地	6
4	北部総務事務所（本所，総務第二課）	令和４年１０月２４日	令和４年１０月３日， ７日	実地	7
5	東部県税事務所（本所，尾道分室）	令和４年１０月２８日	令和４年１０月４日， １４日	実地	8
6	北部県税事務所	令和４年１０月２４日	令和４年１０月７日	実地	9
7	東部厚生環境事務所・保健所（本所，福山支所）	令和４年１０月２８日	令和４年１０月４日， １４日	実地	10

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
8	北部厚生環境事務所・保健所	令和4年10月24日	令和4年10月7日	実地	11
9	東部農林水産事務所（本所，尾道農林事業所）	令和4年10月28日	令和4年10月4日，14日	実地	12
10	東部畜産事務所	令和4年10月28日	令和4年10月14日	実地	13
11	東部家畜保健衛生所	令和4年10月28日	令和4年10月14日	実地	14
12	北部農林水産事務所	令和4年10月24日	令和4年10月3日	実地	15
13	北部畜産事務所	令和4年10月24日	令和4年10月3日	実地	16
14	北部家畜保健衛生所	令和4年10月24日	令和4年10月3日	実地	17
15	西部建設事務所（本所，呉支所，廿日市支所，安芸太田支所，東広島支所）	令和4年11月8日	令和4年10月5日，11日，13日，18日，21日	実地	18
16	東京事務所	令和4年11月16日	令和4年11月16日	実地	19
17	大阪事務所	令和4年11月4日	令和4年11月4日	実地	20
18	県立呉工業高等学校	令和4年9月13日	令和4年9月13日	実地	21

第2 監査の結果

監査の結果は，次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については，法令等に違反し又は不当であることが明らかであり，速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として，また，業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか，業務の執行等において検討を要請するものは，「検討要請事項」としている。

1 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 9課2チーム

課 名	商工労働総務課，雇用労働政策課， 働き方改革推進・働く女性応援課，職業能力開発課， イノベーション推進チーム，産業人材課，経営革新課， 県内投資促進課，産業用地課， コロナ機動的経済支援プロジェクト・チーム，観光課
-----	---

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 199人
- エ 主な施策（令和3年度）
イノベーション立県の実現に向けた産業振興
働き方改革・多様な主体の活躍支援
観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)
土地（ひろしま 産学共同研究 拠点）	電柱設置（本柱 1本，支線2条）	令和2年4月1日	令和7年3月31日	4,500円
	光ファイバーケ ーブルの設置	平成31年4月1日	令和6年3月31日	2,570円
	看板の設置	令和4年4月1日	令和5年3月31日	100円
	自動販売機及び ごみ箱の設置	令和4年4月1日	令和5年3月31日	11,040円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

イ 備品の管理について

次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課，イノベーション推進チーム）

品 名	シュレッダー
根 拠	広島県物品管理規則第 27 条第 1 項, 第 30 条

2 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	25 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
東部総務事務所	21 人	2 課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	11 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

4 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目 4 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
北部総務事務所	15 人	1 課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

5 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収，納税証明に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	62人	4課 1班	地方税特別滞納整理班，税務管理課， 滞納整理課，課税第一課，課税第二課
東部県税事務所尾道分室	10人	2班	納税班，滞納整理班

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

6 北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収，納税証明に関すること など
- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課の数	課名等
19人	2課	収納管理課，課税課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

7 東部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域保健福祉に関すること
地域医療・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること
試験検査業務に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	60 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	41 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

8 北部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 介護保険・地域医療に関すること
保健対策・健康増進・地域包括ケアに関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域

所 在 地	所 管 区 域
三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課 名 等
39 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

※人数は，育児休業者 1 名を含む。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡 三原市，尾道市，世羅郡
東部農林水産事務所・尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	59人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所・尾道農林事業所	56人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，設計図書に示された施工条件等の変更に伴う変更契約を行って
いるが，変更設計金額の算出にあたり，明確な理由がないまま，工事原価の増加分を一般管理
費から削減することで，変更設計額と当初設計額を同一額としており，適正な積算に基づく設
計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかった。適正な事務
処理に努められたい。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

契 約 名	県営ため池等整備事業 神田大池地区 堤体工事（その3）（令和3年度）
根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第7号

10 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
18 人	2 課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

11 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
 獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 職員数 1人（令和4年4月1日現在の常勤職員数）
 ただし，東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

12 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・ 組織体制 (人数は, 令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
70人	5課	農村振興課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

財産管理事務における決裁権者の誤りについて

行政財産の使用許可の更新及び借受財産の更新契約に係る事務において, 所長決裁であるべきところ, 課長決裁により事務処理を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

財産分類	財産名称	事務処理	更新年月日
行政財産	帝釈峡公園, 県民の森, 県民の森吾妻山地区	使用許可更新	令和4年4月1日
借受財産	県自然環境保全地域内施設土地	借受契約更新	令和4年10月1日
根 拠	広島県北部農林水産事務所決裁規程第5条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則第5条, 第13条		

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し, 電子決裁を受けるべき起案文書について, 文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については, 行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり, 広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第20条
-----	----------------

13 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
21 人	2 課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

14 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
 獣医事に関すること など
- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 職員数 1人（令和4年4月1日現在の常勤職員数）
 ただし，北部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

15 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は、令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	169 人	13 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整特別班、建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理第一課、管理第二課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差事業課、災害関連緊急対策チーム、三篠川復旧事業課、魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	62 人	4 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務課、災害関連緊急対策チーム、野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	47 人	3 課 1 班	事業調整特別班、管理用地課、土木課、厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	52 人	3 課 1 班	事業調整特別班、建設総務課、管理用地課、土木課
西部建設事務所東広島支所	86 人	5 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課、災害関連緊急対策チーム、棕梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はない。

16 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
 県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
 県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進
 及び連絡
 本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・ 組織体制 1 課（総務課）
- ・ 職員数（令和4年4月1日現在）
 - 常勤職員数 14 人（市からの派遣職員を含む。）
 - 会計年度任用職員数 2 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 大阪事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
 県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡
 本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 大阪市北区梅田一丁目3番1 - 800号
- ・ 職員数 4人（市からの派遣職員を含む）
- ・ 主な事業（令和3年度）
 県内投資誘致の推進（企業訪問，交流・マッチングの実施，情報収集）
 観光の振興（観光情報の収集・提供，観光宣伝・紹介）
 人材確保の推進（U I J ターン就職希望者に対する就職支援活動，関係機関への情報提供・収集）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

18 県立呉工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市阿賀北二丁目 10-1
- ・教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）
 - 全日制 本務者数 46 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4 人
 - 定時制 本務者数 23 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人

・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		機械・材料工学科				電気・電子機械科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数（人）		35	29	61	125	22	35	38	95	57	64	99	220
充足率（％）		43.8	36.3	76.3	52.1	55.0	87.5	95.0	79.2	47.5	53.3	82.5	61.1
退学者（人）		0（0）				0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	10 人（15.2％）				6 人（14.3％）				16 人（14.8％）			
	専修・各種	12 人（18.2％）				8 人（19.0％）				20 人（18.5％）			
	就 職	44 人（66.7％）				28 人（66.7％）				72 人（66.7％）			
	その他	0 人（0.0％）				0 人（0.0％）				0 人（0.0％）			

課 程		定 時 制														
学科・学年等		機械科					電気科					キャリアデザイン科				
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		20	20	20	20	80	20	20	20	20	80	40	40	40	40	160
生徒数（人）		7	5	4	7	23	2	5	5	14	26	3	6	3	1	13
充足率（％）		35.0	25.0	20.0	35.0	28.8	10.0	25.0	25.0	70.0	32.5	7.5	15.0	7.5	2.5	8.1
退学者（人）		0（0）					0（0）					0（0）				
休学者（人）		2					6					0				
進 学 就 職	大学・短大	0 人（0.0％）					0 人（0.0％）					0 人（0.0％）				
	専修・各種	0 人（0.0％）					1 人（50.0％）					0 人（0.0％）				
	就 職	6 人（100.0％）					1 人（50.0％）					0 人（0.0％）				
	その他	0 人（0.0％）					0 人（0.0％）					0 人（0.0％）				

課 程		定 時 制				
学科・学年等		計				
		1	2	3	4	計
総定員（人）		80	80	80	80	320
生徒数（人）		12	16	12	22	62
充足率（％）		15.0	20.0	15.0	27.5	19.4
退学者（人）		0（0）				
休学者（人）		8				
進 学 就 職	大学・短大	0人（0.0％）				
	専修・各種	1人（12.5％）				
	就 職	7人（87.5％）				
	その他	0人（0.0％）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立呉工業高等学校 変電室内変圧器等更新工事（令和3年度）
根 拠	建設業法 第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

財政的援助団体等監査の結果（令和5年2月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、書面監査の方法により執行した。

書面監査は、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	株式会社くれせん	令和5年2月1日	令和4年10月26日	書面	2
2	みよしよくばりパークパートナーズ	令和5年2月1日	令和4年11月8日	書面	3
3	株式会社アグリヒバゴン	令和5年2月1日	令和4年11月11日	書面	4

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 株式会社くれせん

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 ビルメンテナンス事業、介護事業及び建築事業 等
- ・所在地 呉市西中央四丁目6番3号
- ・代表者 代表取締役 平尾 圭司
- ・設立 昭和46年2月8日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営住宅 東広島・竹原地区
- ・管理対象地域 東広島市、竹原市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 264,000,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和3年度管理費用（上限額）52,800,000円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000円を含む）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和3年度末	523	401	0	76.7
令和4年8月末日現在	523	403	0	77.1

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 みよしよくばりパークパートナーズ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立みよし公園の管理業務
- ・所在地 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
- ・代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
- ・設立 令和2年11月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立みよし公園
- ・所在地 三次市四拾貫町神田谷
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 569,590,000円
(うち、令和3年度管理費用111,520,000円)
- ・所管課 土木建築局都市環境整備課
- ・利用状況 (単位：人)

施設区分		令和3年度
利用者数		377,655
	有料施設利用者数	42,186
	無料施設利用者数	335,469

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 株式会社アグリヒバゴン

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立県民の森指定管理者業務
- ・所在地 庄原市西城町大佐 741 番地 2
- ・代表者 石川 芳秀
- ・設 立 平成 20 年 6 月 27 日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立県民の森
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 57,555,000 円
(うち、令和 3 年度管理費用 11,511,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 入場者数 115,074 人 (令和 3 年度)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和 5 年 3 月 2 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和 2 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立広島病院	令和 4 年 12 月 1 日	令和 4 年 11 月 9 日, 10 日	実地	2
2	広島水道事務所	令和 4 年 11 月 22 日	令和 4 年 11 月 2 日	実地	5
3	水質管理センター	令和 4 年 11 月 22 日	令和 4 年 11 月 2 日	実地	7

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・職員数 常勤職員及び再任用職員 1,240人
非常勤職員 265人
(令和4年4月1日現在)
- ・診療科 21科
(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)
- ・病床数 700床 (一般病床650床, 精神病床50床。令和4年4月1日現在)
- ・患者数等の状況 (令和3年度)

入 院			外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率※	延患者数	1日平均患者数
168,290人	461人	78.1%	249,808人	1,032人

※新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床数の変更を反映して計算している。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 現金出納簿の記載について

DMA T隊の活動に係る常時の資金前渡について、出張に際してあらかじめ職員に現金を交付し、帰着後に残金を精算する場合の現金出納簿の記載に当たって、現金交付時に交付日・内容・金額を記載すべきところ、帰着後の精算のみ記載し、現金交付時に記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第12条及び第33条第2項
-----	--------------------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「施工体制台帳」、「施工体系図」及び「履行報告」の作成等を受注者に求めておらず、建設業法等に基づく事務手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	宇品御幸公舎5Fエアコン更新工事 (令和4年度) 宇品御幸公舎4Fエアコン更新工事 (令和4年度) 中央棟2階手術室1HEPAフィルター取替工事 (令和3年度) 中央棟2階手術室クリーンサプライホールHEPAフィルター取替工事 (令和3年度)
-----	--

	中央棟 2 階手術室手洗コーナー，清潔廊下 HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 東 8 女子便所洋式化工事（令和 3 年度） 東 5 便所洋式化工事（令和 3 年度） 中央棟 1 階待合ホール便所洋式化工事（令和 3 年度）
根 拠	建設業法第 24 条の 8 第 1 項，第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項，第 2 項 建設工事執行規則第 21 条

【改善を求める事項】

ア 固定資産の実地調査について

固定資産の実地調査について，前回の監査において改善を求めており，これを受け，調査対象を分類し計画的に実地調査を始めたところである。貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるため，計画に沿った実地調査を着実に行うとともに，今後も実地調査を継続して実施し，固定資産の正確性の確保に努める必要がある。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 75 条 固定資産異動及び固定資産実地照合事務取扱要綱第 4 条
-----	--

イ 工事請負契約に係る事務処理について

令和 3 年度及び令和 4 年度において，エアコン更新や，空調設備のフィルター取替，便所の洋式化等の複数の工事請負契約を執行しているが，同一建物内における同種工事ではほぼ同じ仕様の工事であり，工期も重複又は近接する工事であるにもかかわらず，随意契約による契約方式が可能となる予定価格に分割して発注されており，選定する業者も固定化されている傾向にある。

医療業務や患者への直接影響を回避する等の特殊事情により分割せざるを得ないものを除き，可能な限り同種工事は統合して発注し，競争入札を実施するなど，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

契約名	宇品御幸公舎 5 F エアコン更新工事（令和 4 年度） 宇品御幸公舎 4 F エアコン更新工事（令和 4 年度） 中央棟 2 階手術室 1 HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 中央棟 2 階手術室クリーンサプライホール HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 中央棟 2 階手術室手洗コーナー，清潔廊下 HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 東 8 女子便所洋式化工事（令和 3 年度） 東 5 便所洋式化工事（令和 3 年度） 中央棟 1 階待合ホール便所洋式化工事（令和 3 年度）
-----	--

【検討要請事項】

備品購入に係る要綱の見直しについて

緊急に整備を必要とする備品については、県立広島病院備品購入要綱（以下「要綱」という。）において、購入予定価格が概ね 200 万円未満のものについては事務処理の方法が定められているが、これを超えるものについては要綱に定めがなく、また、その事務処理は、要綱で定める 200 万円未満のものと同様の手続を行っているものがある一方で、同様の手続によらない事例も見受けられた。

このため、緊急に整備を必要とする備品の購入方法について疑義が生じないよう、実情に応じた事務処理の方法を整理するなど、要綱の見直しを検討していただきたい。

2 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 安芸灘地域、広島都市圏の沿岸島しょ地域及び賀茂・竹原地域の6市3町への水道用水の供給
広島湾東部沿岸地域及び広島中央テクノポリス地域への工業用水の供給
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 5課, 1事業所
(総務課, 維持管理課, 建設課, 瀬野川浄水課, 戸坂取水課, 沼田川事業所)
- ・ 職員数 62人(令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主要事業実績(令和3年度)

ア 広島水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和49年4月
水 源	土師ダム, 高瀬堰, 温井ダム
計 画 給 水 量	214,600 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	219,500 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	122,920 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	114,383 m ³ /日
給 水 対 象	広島市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 江田島市, 今治市 海田町, 大崎上島町, 熊野町

イ 太田川東部工業用水道事業

給 水 開 始	昭和40年4月
水 源	太田川表流水
計 画 給 水 量	230,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	230,000 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	180,379 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	154,411 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡(海田町, 府中町)

ウ 太田川東部工業用水道第2期事業

給 水 開 始	昭和54年7月
水 源	土師ダム(江の川分水)
計 画 給 水 量	93,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	58,250 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	36,004 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	28,913 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡(海田町, 府中町), 東広島市

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、緊急対応が必要なポンプ所内配管の漏水復旧に伴う応急工事を応急稟議により施工業者に依頼し、復旧作業に着手していたが、合理的な理由なく契約の締結に時間を要していた。

緊急を要し、応急稟議により復旧工事等を業者に依頼した場合は、その後速やかに契約を行う必要がある。

契 約 名	黒州ポンプ所漏水復旧工事（その3）（令和3年度）
-------	--------------------------

3 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・ 主な業務 水道用水及び工業用水の水質に関する試験検査及び水質管理についての指導並びに水質課題の検討
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 2 課（総務課、水質管理課）
- ・ 職員数 4 人（令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計で兼務職員を除く。）
- ・ 主要事業実績（令和 4 年度）

ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）

区 分		内 容
定期水質検査		
	水道用水	着水井 2 箇所，沈でん池 2 箇所，ろ過池 2 箇所，浄水池 1 箇所，末端分水点 4 箇所
	工業用水	沈でん池 3 箇所
臨時水質検査		水道施設を新設，増設又は改造した場合の試験・検査 平成 29 年度に 1 件実施した以降，実績なし

イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査

ウ 水質課題の検討

かび臭の問題，緩速ろ過池の適正な運用管理，水処理工程で管理可能な項目に係る問題，水道施設の老朽化及び水質異常に伴う問題，送水量の減少に伴う問題

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

財政的援助団体等監査の結果（令和5年3月2日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島県公立大学法人	令和4年12月23日	令和4年11月28日、29日、12月1日	実地	3
2	公益財団法人ひろしま国際センター	令和5年3月2日	令和4年12月5日、6日	書面	7
3	公益財団法人広島県教育事業団	令和5年1月20日	令和4年12月7日	実地	9
4	一般財団法人広島県環境保全公社	令和4年12月2日	令和4年11月7日	実地	11
5	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和5年1月13日	令和4年12月14日	実地	13
6	社会福祉法人広島県福祉事業団	令和4年12月20日	令和4年11月16日、17日	実地	15
7	株式会社広島テクノプラザ	令和4年11月29日	令和4年10月27日	実地	19
8	株式会社水みらい広島	令和5年3月2日	令和4年12月5日、6日	書面	21

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	ひろしま未来創造パートナーズ	令和5年1月20日	令和4年12月8日	実地	24
10	株式会社イズミテクノ	令和5年3月2日	令和4年12月12日, 13日	書面	25

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島県公立大学法人

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域や国際社会に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材及び社会を俯瞰する視野を持ち，他者との協働のもと，新たな価値を創出し，新しい時代を切り開いていく人材を育成するとともに，高度な研究を行い，もって地域社会はもとより，国際社会に広く貢献する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・ 代表者 理事長職務代行者（副理事長） 森永 力
- ・ 設 立 平成19年4月1日
- ・ 役 員（令和4年5月1日現在）
役員11人（うち常勤7人）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・ 各大学の所在地及び設置学部等

〔県立広島大学〕

区 分	所在地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	地域創生学部，人間文化学部，経営情報学部，総合学術研究科，経営管理研究科，高等教育推進機構，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構，国際交流センター，
庄原キャンパス	庄原市七塚町 5562 番地	生物資源科学部，生命環境学部，総合学術研究科，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部，助産学専攻科，総合学術研究科，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構

〔叡啓大学〕

所在地	設置学部等
広島市中区幟町1-5	ソーシャルシステムデザイン学部，コンピテンシー・ディベロップメント・センター，産学官連携・研究推進センター，学術情報センター，国際交流センター

・組織体制及び教職員数（令和４年９月３０日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
法人	監査室		4
本部・県立広島大学本部事務部	総務課，財務課，経営企画室，ブランド企画推進課，学術情報課，国際交流課，教学課，HBMS マネジメント課	86	71
県立広島大学庄原キャンパス事務部	総務課，教学課	43	21
県立広島大学三原キャンパス事務部	総務課，教学課	101	25
叡啓大学事務部	総務課，教学課，教育企画課	22	27
計		252	148

（注）教員は各学部等に属し，学長を含む。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び派遣職員を除く。

・学生数の状況（令和４年５月１日現在）

〔県立広島大学〕

（単位：人）

区 分		定 員	在籍者
大 学	地域創生学部	600	647
	人間文化学部（募集停止）	120	140
	経営情報学部（募集停止）	100	116
	生物資源科学部	420	426
	生命環境学部（募集停止）	165	179
	保健福祉学部	760	773
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	140	142
	総合学術研究科 博士課程後期	20	25
	経営管理研究科	50	60
専攻科	助産学専攻科	10	10
計		2,385	2,518

〔叡啓大学〕

（単位：人）

区 分	定 員	在籍者
ソーシャルシステムデザイン学部	180	173

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度
経常収益 A	6,339,169
経常費用 B	6,394,136
経常利益 C (A－B)	▲54,966
臨時利益 D	0
臨時損失 E	2,313
当期純利益 F (C＋D－E)	▲57,279
目的積立金取崩額 G	180,575
当期総利益 H (F＋G)	123,295
資産合計 I (J＋K)	21,959,530
負債合計 J	4,225,407
純資産合計 K	17,734,123
(うち利益剰余金)	(820,091)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により，合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 20,359,960,000 円のうち，20,359,960,000 円 (100.0%) を出資

(令和 4 年 3 月 31 日現在) (所管課 環境県民局高等教育担当)

(イ) 令和 3 年度広島県公立大学法人運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局高等教育担当)

- ・ 交付額 4,273,465,796 円 (標準：3,935,300,000 円，特定：338,165,796 円)
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条，広島県公立大学法人運営費交付金交付要綱
- ・ 交付対象経費 法人の定款で定める業務の財源に充てるための経費

(ウ) 令和 3 年度広島県公立大学法人施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局高等教育担当)

- ・ 補助額 392,714,000 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条，広島県公立大学法人施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で，教育，研究の用に供する施設等の工事に係る経費 (付随経費を含む。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託契約の事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア あらかじめ指定された者と異なる者が検査していた。(叡啓大学)

契約名	叡啓大学情報ネットワークシステム運用管理及びヘルプデスク業務（令和4年度）
根拠	広島県公立大学法人契約事務取扱規程第38条第1項、第4項

イ 随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していた。(叡啓大学)

契約名	2022年度夏Q「課題解決演習IA」(PBL)動画制作業務
根拠	広島県公立大学法人会計規程第44条第1項 広島県公立大学法人契約事務取扱規程第27条第1項

ウ 予定価格を定めていなかった。(県立広島大学庄原キャンパス)

契約名	SciFinder [®] (Academic) 継続利用契約（令和4年度）
根拠	広島県公立大学法人契約事務取扱規程第28条

【改善を求める事項】

内部統制の強化について

今回の監査において、指定された検査員が検査していないもののほか、契約約款に基づく事務手続が行われていないものなど、契約事務における不適切な事務処理が多数あった。また、前回監査でも指摘した、随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。

監査室に専任職員を配置し、内部監査機能を強化されているところであるが、職員の諸規程に対する理解不足や組織としてチェック機能が働いていないことが要因として考えられることから、契約事務の適正な執行が確保されるよう効果的な研修の実施やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組を徹底する必要がある。

【検討要請事項】

契約事務に関する運用方法等の見直しについて

契約事務について、県の契約事務取扱規程や会計・契約事務関係マニュアル等を参考に作成した「契約マニュアル」に基づき、県に準じた事務処理を行っているが、今回の監査においても不適切な事務処理が多数見受けられたことから、契約事務に関する運用方法等を定めた契約マニュアル等が法人の運営実態に適合していないことが考えられる。公立大学法人は、法人独自の責任と裁量により、自律的かつ効率的に運営を行うことができるものであり、契約マニュアル等に定められた運用方法等について、他の公立大学法人を参考にするなどし、適正かつ合理的な事務処理が可能となるよう、組織の実態に応じた見直しを検討していただきたい。

2 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・ 住 所 〔交流部〕 広島市中区中町 8 番 18 号 広島クリスタルプラザ 6 階
〔研修部〕 東広島市鏡山三丁目 3 番 1 号 ひろしま国際プラザ内
- ・ 代表者 会 長 田村 興造
- ・ 設 立 平成元年 1 月 11 日
- ・ 役職員（令和 4 年 10 月 31 日現在）
役員 20 人（うち常勤 2 人）
職員 57 人（非常勤職員を含む）
- ・ 主な事業 〔交流部〕
多文化共生社会支援事業、平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業
〔研修部〕
国際協力研修事業、地域の国際化推進事業、ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 3 年度
経常収益 A	391,815
経常費用 B	393,934
評価損益等 C	▲174
当期経常増減額 D (A - B + C)	▲2,293
経常外収益 E	0
経常外費用 F	0
当期経常外増減額 G (E - F)	0
当期一般正味財産増減額 H (D + G)	▲2,293
当期指定正味財産増減額 I	14,366
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	12,073
資産合計 K (L + O)	1,205,052
負債合計 L	39,451
指定正味財産 M	1,017,497
（うち基本財産充当額）	(997,242)
一般正味財産 N	148,105
（うち基本財産充当額）	(2,758)
正味財産合計 O	1,165,602

※ 出典：公益財団法人ひろしま国際センター決算報告書

※ 端数調整の関係で、合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐 (令和 4 年 10 月 31 日現在)

(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 833,727,000 円
(うち、令和 3 年度管理費用 174,354,946 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

年 度	研修室	宿泊室	情報センター・図書室
令和 3 年度	1,039 時間	7,537 人泊	1,493 人

注 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は県管理 73 室の利用状況である。

(ウ) 令和 3 年度公益財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 33,861,634 円 (事業費 35,008,358 円, 補助対象経費 33,861,634 円)
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設及び公益財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費, 嘱託員給与費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 桜井 勝広
- ・ 設 立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（令和 4 年 10 月 31 日現在）
 役員 7 人（うち常勤 3 人）
 職員 48 人（県からの派遣職員 5 人を含む。）
- ・ 主な事業 スポーツ施設の管理運営
 スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 埋蔵文化財に関する調査・研究
 施設利用者サービス事業
 その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 3 年度
経常収益 A	787,467
経常費用 B	841,124
当期経常増減額 C (A - B)	▲53,656
経常外収益 D	0
経常外費用 E	107
当期経常外増減額 F (D - E)	▲107
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲53,764
当期指定正味財産増減額 H	▲8,571
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲62,334
資産合計 J = K + N	303,865
負債合計 K	151,532
指定正味財産 L	134,269
(うち基本財産充当額)	(20,000)
一般正味財産 M	18,064
(うち基本財産充当額)	(3,410)
正味財産合計 N (L + M)	152,333

※出典：出資法人経営状況説明書

※端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資 (令和 4 年 10 月 31 日現在)

(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立総合体育館
- ・所在地 広島市中区基町 4-1
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 684,690,000 円
(うち、令和 3 年度管理費用 131,591,000 円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況 (令和 3 年度)

利用料金収入		254,674,570 円
利用者数	大アリーナ	242,743 人
	小アリーナ	54,454 人
	武道場	62,541 人
	弓道場	22,082 人
	プール	28,233 人
	トレーニングルーム	25,954 人
	健康・体力サポートセンター	695 人
	会議室	49,736 人
	情報センター	2,494 人
合 計		488,932 人

(ウ) 令和 3 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 地域政策局スポーツ推進課)

- ・補助額 1,250,000 円
- ・交付の目的 アマチュアスポーツの振興、中・高校生の競技力向上、県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

利用料金の設定について

広島県立総合体育館利用料について、理事会において金額の変更を決定することなく、利用料金を変更していた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益財団法人広島県教育事業団文書制定規程第 2 条第 2 項
-----	--------------------------------

4 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより，自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 所在地 広島市中区中町 8 番 18 号
- ・ 代表者 理事長 森永 智絵
- ・ 設 立 昭和 57 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（令和 4 年 9 月 30 日現在）
 役員 13 人（うち常勤 3 人）
 職員 31 人（うち 2 人は役員兼務）
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理，出島地区廃棄物等埋立処分，普及啓発，調査研究助成

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 3 年度
経常収益 A	1, 295, 540
経常費用 B	1, 059, 698
当期経常増減額 C (A－B)	235, 842
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	235, 842
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	235, 842
資産合計 J (K＋N)	5, 254, 466
負債合計 K	613, 711
指定正味財産 L	300, 000
（うち，基本財産充当額）	(300, 000)
一般正味財産 M	4, 340, 755
正味財産合計 N (L＋M)	4, 640, 755

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により，合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300, 000, 000 円のうち 250, 000, 000 円（83. 3％）を出捐（令和 4 年 9 月 30 日現在）

（所管課 環境県民局産業廃棄物対策課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・代表者 理事長 池田 浩二
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員（令和4年10月末現在）
 役員14人（うち常勤2人）
 職員49人（うち県派遣職員4人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和3年度
経常収益 A	1,372,445
経常費用 B	1,402,451
当期経常増減額 C (A - B)	▲30,006
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
法人税、住民税及び事業税 G	271
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲30,277
当期指定正味財産増減額 I	149
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲30,128
資産合計 K (L + O)	1,790,252
負債合計 L	339,569
指定正味財産 M	17,305
（うち、基本財産充当額）	3,000
一般正味財産 N	1,433,378
正味財産合計 O (M + N)	1,450,683

※ 出典：一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団決算報告書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しないことがある。

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本財産3,000,000円の全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）

(イ) 補助金

- a 令和3年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
- ・補助額 115,022,422 円
 - ・交付の目的 農用地等の利用の効率化，高度化を促進し，農業の生産性向上を図る
 - ・補助対象経費 農地中間管理事業を実施するための事務費及び事業費
- b 令和3年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付
（所管課 農林水産局林業課）
- ・補助額 2,249,450 円
 - ・交付の目的 水源の森整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林，保育事業等に要する経費
- c 令和3年度農業振興対策事業費補助金等（農業ビジネス経営力向上事業）を交付
（所管課 農林水産局農業経営発展課）
- ・補助額 9,173,885 円
 - ・交付の目的 農業経営の課題解決に向けた相談体制を整備し，農業経営の強化及び収益向上を図る
 - ・補助対象経費 課題解決に向けた専門家の設置・派遣等の事業費及び事業管理等の事務費
- d 令和3年度農業振興対策事業費補助金等（農地集積加速化支援事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
- ・補助額 250,000 円
 - ・交付の目的 農業経営の強化及び収益向上に向けて農業経営の法人化を図る
 - ・補助対象経費 農業経営を法人化した経営体に対し，1件当たり25万円を交付

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

決算に係る事務処理について，次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 財務諸表の注記に，特定資産に関することを記載していなかった。

根拠	公益法人会計基準 第4 財務諸表の注記1（3）（4） （公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ））
----	--

イ 特別会計に関する附属明細書を作成していなかった。

根拠	一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） 第123条，第199条
----	--

6 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 - 3
- ・ 代表者 理事長 安永 裕司
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 役員 8 人 職員 653 人
(令和 4 年 10 月 31 日現在。非常勤等を含む。)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 3 年度
事業活動収入 A	6,267,487
事業活動支出 B	6,358,891
事業活動資金収支差額 C (A - B)	▲91,404
その他の収入 D	88,410
その他の支出 E	99,661
事業活動外資金収支差額 F (D - E)	▲11,251
当期資金収支差額 G (C + F)	▲102,655
資産合計 H (I + J)	2,985,373
負債合計 I	1,309,867
正味財産 J	1,675,506
(うち基本金)	10,000
(うち当期活動収支差額)	▲114,289

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (令和 4 年 11 月 16 日現在)

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金・交付金

a 令和 3 年度新人看護職員研修事業 (所管課 健康福祉局医療介護人材課)

- ・ 交付額 272,000 円
- ・ 交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止
- ・ 補助対象経費 新人看護職員研修経費

- b 令和３年度女性医師等就労環境整備事業（所管課 健康福祉局医療介護人材課）
- ・ 交付額 1,402,000 円
 - ・ 交付の目的 子育て中の女性医師新規採用支援
 - ・ 補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により勤務する女性医師等の人件費
- c 令和３年度障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業
（所管課 健康福祉局障害者支援課）
- ・ 交付額 227,000 円
 - ・ 交付の目的 感染防止対策を継続的に実施
 - ・ 補助対象経費 感染防止対策を継続的に行うための衛生用品等の購入経費
- d 令和３年度福祉・介護職員処遇改善特例交付金（所管課 健康福祉局障害者支援課）
- ・ 交付額 5,730,725 円
 - ・ 交付の目的 障害福祉職員給与を３％程度引き上げるための補助
 - ・ 補助対象経費 福祉・介護職員の人件費
- e 令和３年度新型コロナウイルス感染症に係る障害者福祉サービス事業所等のサービス継続事業（所管課 健康福祉局障害者支援課）
- ・ 交付額 2,519,000 円
 - ・ 交付の目的 感染者等が発生した場合において、感染拡大防止対策の徹底や障害福祉サービスを継続して提供
 - ・ 補助対象経費 建物の消毒・清掃費用等
- f 令和３年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業/個別接種促進のための支援事業（所管課 健康福祉局ワクチン政策担当）
- ・ 交付額 1,200,000 円
 - ・ 交付の目的 新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進
（対象期間中１日５０回以上の接種実施で１日当たり１０万円補助）
- g 令和３年度県立医療型障害児入所施設整備事業に係る改修工事に伴う医療センター２病棟減収額の補償負担（所管課 健康福祉局障害者支援課）
- ・ 交付額 120,520,000 円
 - ・ 交付の目的 改修工事に伴う２病棟の休床に係る減収額の補填
 - ・ 補助対象経費 ２病棟減収額

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名

施設名	定員等 (令和3年度)	管理費用等 (令和3年度)
広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町）		(管理費用) 162,449,000 円 (手数料等相当額) 22,117,000 円
医療センター（診療部門）	入院 160 床	
高次脳機能センター	入院 40 床（再掲）	
若草園（医療型障害児入所施設・療養介護） （医療型児童発達支援センター）	入所 62 人 通所 10 人	
若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53 人	
あけぼの（障害者支援施設）	入所 60 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター）	－	
広島県立福山若草園（福山市水呑町）		※監査対象外
福山若草育成園（医療型児童発達支援センター）	通所 20 人	
福山若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54 人	
広島県立障害者療育支援センター（東広島市八本松町）		※監査対象外
松陽寮（障害者支援施設）	入所 148 人 日中 163 人	
わかば療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50 人	

b 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（令和 3 年度）※監査対象施設のみ記載

（a）広島県立障害者リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院（稼働 160 床）		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
107 人	39,002 人	185 人	47,040 人

【あけぼの】

入所（定員 70 人）	通所（定員 10 人）
17,694 人	730 人

（人数は延べ人数）

【スポーツ交流センター】

区分		1 日平均	年間利用者数
スポーツ施設	プール	68.6 人	11,735 人
	アリーナ	38.1 人	6,515 人
	卓球室	11.0 人	1,880 人
	トレーニング室	21.5 人	3,681 人
文化施設	バリアフリー モデルルーム	0.0 人	0 人
	会議室	9.3 人	1,588 人
	調理実習室	3.2 人	548 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

長期末納（過年度分）について

次の収入において、長期末納（過年度分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債務者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

区 分		今回監査時 (R 4. 11. 17 現在)		前回監査時 (R 元. 12. 18 現在)	
障害者リハビリテーションセンター	高次脳機能センター 一医業事業収入	5 人	2,528,089 円	3 人	1,830,499 円

7 株式会社広島テクノプラザ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設の設置及び運営
- ・ 所在地 東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 菊間 秀樹
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 26 日
- ・ 役職員 役員 12 人（うち常勤 4 人）、職員 17 人
（令和 4 年 9 月 30 日現在）
- ・ 主な事業 研究開発支援事業（貸室・研究開発機器の賃貸、測定・分析の受託等）
人材育成支援事業（技術研修の実施等）
産学官交流促進事業（各研究会事務局として講演会の開催等）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 3 年度
売上高 A	374,089
売上原価 B	257,575
販売費及び一般管理費 C	66,661
営業利益 D (A - B - C)	49,852
営業外収益 E	4,162
営業外費用 F	3
経常利益 G (D + E - F)	54,010
特別利益 H	-
特別損失 I	-
税金等調整前当期純利益 J (G + H - I)	54,010
法人税等 K	18,162
当期純利益 L (J - K)	35,848
資産合計 M (N + O)	2,099,942
負債合計 N	77,668
純資産合計 O	2,022,274
(資本金)	100,000
(剰余金等)	2,008,098
(評価・換算差額等)	▲85,824

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金無償減資前 2,685,000,000 円のうち、800,000,000 円（31.1%※）を出資

※県出資 16,000 株（発行済株式数 53,700 株のうち自己株式数 2,300 株）
（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 株式会社水みらい広島

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県企業局と民間企業がそれぞれの得意分野を生かすことによって、県営水道事業の運営基盤の強化、市町水道事業の管理の一本化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献するとともに、新たな収益源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区小町1番25号
- ・ 代表者 代表取締役社長 三島 浩二
- ・ 設 立 平成24年9月21日
- ・ 役職員 役員7人（うち常勤2人）
職員189人（非常勤職員等を含む。うち県派遣職員4人。）
（令和4年10月31日現在）
- ・ 主な事業 水道施設等の運転、維持管理
水道等に関するコンサルティング業務、人材育成・研修業務

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和3年度
売上高 A	2,318,529
売上原価 B	2,065,745
販売費及び一般管理費 C	176,496
営業利益 D (A - B - C)	76,287
営業外収益 E	5,647
営業外費用 F	5,529
経常利益 G (D + E - F)	76,405
特別利益 H	0
特別損失（固定資産除却損） I	0
税引前当期純利益 J (G + H - I)	76,405
当期純利益	48,931
資産合計 K (L + M)	869,045
負債合計 L	628,870
純資産合計 M	240,175
（資本金）	(60,000)
（利益剰余金）	(180,175)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- （ア）資本金60,000,000円のうち21,000,000円（35％）を出資
（所管課 企業局水道課）

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 広島西部地域水道用水供給水道

・指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 3,176,775 千円

(うち、令和 3 年度管理費用 632,170 千円)

・所管課 企業局水道課

・事業概要

給 水 開 始	昭和 51 年 7 月	
水 源	魚切ダム (八幡川), 弥栄ダム (小瀬川)	
計 画 給 水 量	123,000 m ³ /日	
現 有 施 設 能 力	123,000 m ³ /日	〔 白ヶ瀬浄水場 67,000 m ³ /日 三ツ石浄水場 56,000 m ³ /日 〕
一日最大給水量	59,244 m ³ /日 (実績)	
一日平均給水量	54,135 m ³ /日 (実績)	
給 水 自 治 体	広島市, 大竹市, 廿日市市	

・令和 3 年度事業実績

(単位: m³)

給 水 先	実給水量 A	未達水量 B	減免水量 C	超過水量 D	有収水 A+B-C
広 島 市	8,278,817	0	0	0	8,278,817
大 竹 市	766,980	0	0	0	766,980
廿日市市	10,713,620	0	0	0	10,713,620
合 計	19,759,417	0	0	0	19,759,417

b 施設名 沼田川工業用水道・沼田川水道用水供給水道

・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 3,156,010 千円

(うち、令和 3 年度管理費用 1,045,770 千円)

・所管課 企業局水道課

・事業概要

[沼田川工業用水道]

給 水 開 始	昭和 48 年 4 月	
水 源	棕梨ダム (棕梨川)	
計 画 給 水 量	64,000 m ³ /日	
現 有 施 設 能 力	64,000 m ³ /日	〔 本郷浄水場 64,000 m ³ /日 〕
一日最大給水量	21,808 m ³ /日 (実績)	
一日平均給水量	18,018 m ³ /日 (実績)	
給 水 区 域	竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市	

[沼田川水道用水供給水道]

給 水 開 始	昭和 51 年 4 月	
水 源	棕梨ダム (棕梨川), 竜泉寺ダム (木門田川), 福富ダム (沼田川)	

計 画 給 水 量	110,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	98,600 m ³ /日 坊士浄水場 58,200 m³/日 宮浦浄水場 38,500 m³/日 本郷埜田浄水場 1,900 m³/日
一日最大給水量	60,785 m ³ /日（実績）
一日平均給水量	51,969 m ³ /日（実績）
給 水 自 治 体	三原市，尾道市，福山市，東広島市，愛媛県上島町

・令和3年度事業実績

[沼田川工業用水道]

(単位：m³)

給 水 先	年間契約水量 A	特定 B	超過水量 C	減免水量 D	有収水量 A+B+C-D
合 計	11,873,450	0	18,399	3,531	11,888,318

[沼田川水道用水供給水道]

(単位：m³)

給 水 先	実給水量 A	未達水量 B	減免水量 C	超過水量 D	有収水量 A+B-C
三 原 市	2,481,642	52,188	593	0	2,533,237
尾 道 市	12,878,961	0	0	0	12,878,961
福 山 市	2,289,902	16,533	0	0	2,306,435
東広島市	164,248	0	0	0	164,248
上 島 町	761,403	0	0	9,060	761,403
合 計	18,576,156	68,721	593	9,060	18,644,284

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 ひろしま未来創造パートナーズ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県総合グラウンドの管理業務
- ・所在地 大阪府中央区北浜4丁目1番23
- ・代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
- ・設立 令和2年11月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県総合グラウンド
- ・所在地 広島市西区観音新町二丁目11番124号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 487,405,000円
(うち、令和3年度管理費用94,600,000円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況(令和3年度)

利用者数			
メインスタジアム	野球場	ラグビー場	補助競技場
48,014人	36,941人	21,778人	37,725人
運動場			合 計
30,837人			175,295人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

利用料金の納付について

広島県総合グラウンドにおいて、利用希望者が利用料金を納付する前に利用を許可し、利用後に納付させているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県総合グラウンド設置及び管理条例第9条第2項
-----	--------------------------

10 株式会社イズミテクノ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 公共施設の総合的企画運営管理業務，官公庁への公共サービス向上及び効率的業務推進提案業務等
- ・住所 広島市西区商工センター 2 丁目 3 番 1 号
- ・代表取締役 本田 雅彦
- ・設立 平成 3 年 3 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立ふくやま産業交流館
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・指定期間に係る県への納付額 当該事業年度の利用料金に係る収入の額から，管理業務に要する経費の額を差し引いた額に 90% を乗じた額（変動納付金）を納付（R3 年度 変動納付金：12,550 千円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・利用状況 展示会等の利用者数 155,079 人（令和 3 年度）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 管理業務に係る経理についての規程の作成等について

広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書（以下，基本協定書という。）により，管理業務に係る経理についての規程の作成等をするものとされているが，当該規程が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書第 24 条 2 項
-----	------------------------------------

イ 収入の計上漏れについて

基本協定書により，毎年度終了後に広島県へ提出するものとされている管理業務に係る収支計算書において，令和 3 年度の収入に一部計上されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書第 10 条，第 13 条
-----	---------------------------------------